

事務連絡
令和元年8月23日

各都道府県教育委員会施設担当課
各指定都市教育委員会施設担当課
各都道府県私立学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の施設担当課 御中
各国公立大学施設担当部課
各国公立高等専門学校施設担当部課
独立行政法人国立高等専門学校機構施設担当部課

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

既存学校施設の維持管理について

5月に発生した落下事故を踏まえ、外壁の下端、軒裏及び天井などモルタルの落下等により重大な被害が懸念される箇所を中心に、点検及び対策について適切に対応するよう「既存学校施設の維持管理の徹底について（通知）」（令和元年5月21日付け元文科施第33号）において要請したところです。

しかしながら、8月中旬に佐賀県鹿島市立浜小学校の校舎において、天井（階段裏）のモルタルの一部が落下する事故が発生しました。（別紙参照）

本件では、人的被害は生じなかったものの、重大な事故につながるおそれがあったことを踏まえ、各学校設置者においては、点検の実施状況及び点検結果を改めて確認の上、必要に応じて適切な対応をお願いします。

その際、昨今発生した事故は、昭和40年代を中心に高度経済成長期の頃に建設された学校施設の天井モルタル等の落下事故であることから、この頃に建設された学校施設の外壁の下端、軒裏及び天井（階段裏を含む）等については特に留意するようお願いします。

また、点検の結果、是正が必要と判断されたものの、いまだ是正されていない箇所については、応急的な安全対策を行うとともに、速やかに必要な対策を講じるようお願いします。特に、先述の重大な被害が懸念される箇所については、重量のあるモルタルが落下した場合の危険性を考慮し、専門家に相談の上、アンカーピン等による補強や必要に応じてモルタルの撤去等の改修を行うようお願いします。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会に

対し、各都道府県におかれては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社に対して周知するようお願いいたします。

<参考>

◇「子供たちの安全を守るためにー学校設置者のための維持管理手引ー」
(平成 28 年 3 月)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/maintenance/_icsFiles/afieldfile/2017/06/14/1369016_01_1.pdf

…建築基準法等に基づき学校設置者が実施すべき維持管理の必要性や制度の概要等

◇「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」（平成 27 年 3 月）

◇「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（追補版）」（平成 31 年 3 月）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

…学校設置者及び学校がそれぞれの役割を理解し、関係部署や専門家と連携して実施する非構造部材等の点検内容や手法等

【本件問合せ先】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課
環境施設企画係 田中

電話：03-5253-4111（内線 2288）

E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

佐賀県鹿島市立浜小学校における 天井（階段裏）モルタルの落下事故について

1. 事故の経緯

令和元年8月13日（火）の8時35分頃、鹿島市立浜小学校の管理・教室棟において、天井（階段裏）モルタルの一部が落下していることを確認。

2. 事故の状況

- 事故が発生した校舎は、管理・教室棟（R造3階建）昭和45年完成。
- 管理・教室棟2階の天井（階段裏）モルタルの一部（幅約1.6m・長さ約1.2m・厚さ1～3cm・約80kg）が落下。
- 夏季休業（休暇）期間中であったため、児童や教職員は不在であり、人的被害はなかった。



天井（階段裏）モルタルが落下



落下したモルタル

3. 推測される事故原因（鹿島市教育委員会の見解）

経年劣化が原因と思われるが、現在、原因を調査中。

4. 鹿島市教育委員会の対応

8月13日の午前中に専門業者に依頼し、応急処置として、落下部分の周辺を打診しつつ、モルタル浮き部をバールとハンマー等で落とした。（対策が完了するまで階段の使用を禁止。）また、同校の落下部分以外についても点検を行い、是正が必要と判断された場合には、必要な措置を講じる。

さらに、市内の全小中学校についても順次点検を実施し、是正が必要と判断された場合には、必要な対策を講じる。